

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第四十一号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

医療法の一部改正に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年六月二十五日